Energia

第96回

定時株主総会

招集ご通知

日時

2020年６月25日（木曜日）
午前10時（受付開始　午前８時50分）

場所

広島市中区小町４番33号
当社本店

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から，当日のご来場は極力お控えいただき，同封の議決権行使書またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

決議事項

会社提案（第１号議案から第３号議案まで）

第 １ 号議案　剰余金の処分の件
第 ２ 号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
第 ３ 号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

株主提案（第４号議案から第８号議案まで）

第 ４ 号議案　定款一部変更の件（1）
第 ５ 号議案　定款一部変更の件（2）
第 ６ 号議案　定款一部変更の件（3）
第 ７ 号議案　定款一部変更の件（4）
第 ８ 号議案　定款一部変更の件（5）

目　次

第96回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 5
連結計算書類 …… 23
計算書類 …… 25
監査報告 …… 27
株主総会参考書類 …… 33

中国電力株式会社
証券コード：9504

（証券コード：9504）
2020年６月４日

株 主 各 位

広島市中区小町４番33号
中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　清 水 希 茂

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り，厚くお礼申しあげます。

さて，第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご通知申しあげます。

株主のみなさまにおかれましては，新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から，**当日のご来場は極力お控えいただき，同封の議決権行使書またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

事前の議決権行使につきましては，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして，**2020年６月24日（水曜日）午後５時20分までに行使していただきますよう**お願い申しあげます。

また，議決権行使の方法につきましては，後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年６月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　広島市中区小町４番33号　当社本店

・　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，会場の座席の間隔を拡げることから，ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため，当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がありますので，あらかじめご了承のほどよろしくお願い申しあげます。
・　ご来場の場合には，感染症拡大防止のため，マスクのご着用や消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申しあげます。また，会場にご入場の際，運営スタッフにより検温をさせていただき，発熱，咳等の症状が見受けられる株主さまにつきましては，ご入場をお断りする場合があります。
・　その他，感染症拡大防止のための対応につきましては，当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ　https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html

3．目的事項

報告事項　2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

＜株主提案（第４号議案から第８号議案まで）＞

第４号議案　定款一部変更の件（１）

第５号議案　定款一部変更の件（２）

第６号議案　定款一部変更の件（３）

第７号議案　定款一部変更の件（４）

第８号議案　定款一部変更の件（５）

上記各号議案の内容等は，33ページ以降の「株主総会参考書類」に記載しております。

以　上

◎　以下の事項につきましては，法令および定款第16条の規定に基づき，当社ホームページに掲載しておりますので，本書には記載しておりません。

①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお，これらの事項につきましては，会計監査人および監査等委員会がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした事業報告，連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類等の記載内容について，株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には，当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ　https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会に出席されない場合

行使期限　2020年６月24日（水曜日）午後５時20分



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき，行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使ウェブサイトにアクセスし，行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは，当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

株主総会に出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま１名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付にご提出ください。

インターネット等による議決権行使について

■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセス等について

パソコン，スマートフォンまたは携帯電話から，議決権行使ウェブサイトにアクセスし，同封の議決権行使書用紙をご用意のうえ，画面の案内に従い，議案に対する賛否をご入力ください。

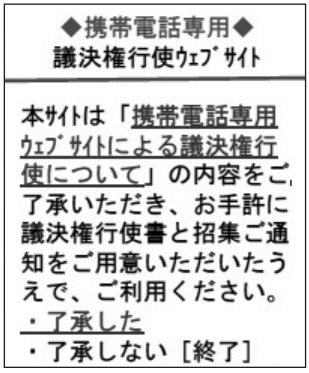
議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

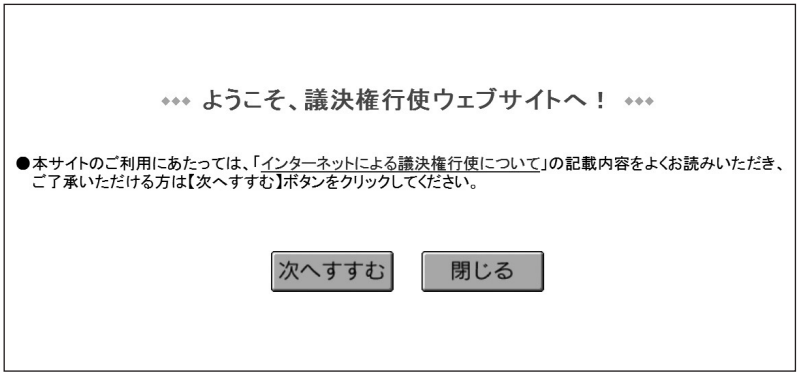
右記ＱＲコードからのアクセスも可能です。

（ＱＲコードは，株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

▶携帯電話向けサイト画面



▶パソコン，スマートフォン向けサイト画面



■ 注意事項等について

（１）書面とインターネット等により，二重に議決権を行使された場合は，インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（２）インターネット等により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（３）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は，株主さまのご負担となります。

（４）携帯電話から議決権行使される場合について，セキュリティ確保のため，128bitSSL暗号化通信が可能な機種にのみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル **0120-652-031**（午前９時～午後９時）

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．中国電力グループの現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

2019年度におけるわが国の経済情勢をみますと，海外経済の減速に伴う輸出の弱含みに加え，消費税率引き上げや暖冬の影響による個人消費の落ち込みなどもあり，景気は足踏み状態が続いていましたが，新型コロナウイルス感染症の拡大により世界全体の経済活動が縮小した影響で，年度末にかけて厳しい状況となりました。当中国地方においても，ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

このような中で，当年度の連結収支につきましては，収益面では，電力の小売全面自由化に伴う競争進展による販売電力量の減少により，電気料金収入が減少したことなどから，売上高（営業収益）は１兆3,473億円と前年度に比べ296億円の減収となりました。

費用面では，販売電力量の減少や燃料価格の低下などによる原料費の減少に加え，経営全般にわたる効率化に努めたことなどから，営業費用は１兆2,991億円と前年度に比べ582億円の減少となりました。

この結果，営業利益は481億円と前年度に比べ286億円の増益となりました。これに支払利息などの営業外損益を加えた経常利益は398億円と前年度に比べ271億円の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は，渇水準備引当金を取り崩し，原子力発電工事償却準備引当金の全額を取り崩し，法人税などを控除した結果，900億円となり，前年度に比べ786億円の増益となりました。

事業別の業績（内部取引消去前）につきましては，次のとおりとなりました。

〔電気事業〕

当年度の販売電力量は，電力の小売全面自由化に伴う競争進展の影響などから，前年度に比べ5.2％減の502.1億kWhとなりました。この内訳をみますと，電灯は，前年度に比べ3.9％減の168.1億kWhとなりました。また，電力は，前年度に比べ5.8％減の333.9億kWhとなりました。

売上高は，電力の小売全面自由化に伴う競争進展による販売電力量の減少により，電気料金収入が減少したことなどから，１兆2,129億円と前年度に比べ355億円の減収となりました。

営業費用は，販売電力量の減少や燃料価格の低下などによる原料費の減少に加え，経営全般にわたる効率化に努めたことなどから，１兆1,734億円と前年度に比べ648億円の減少となりました。

この結果，営業利益は395億円と前年度に比べ292億円の増益となりました。

○販売電力量

区　　分	2018年度（億kWh）	2019年度（億kWh）（当年度）	前年度比増減率（%）
電灯	174.9	168.1	△ 3.9
電力	354.6	333.9	△ 5.8
合計	529.4	502.1	△ 5.2

（参考）

区　　分	2018年度（億kWh）	2019年度（億kWh）（当年度）	前年度比増減率（%）
融通・他社販売電力量	81.1	83.8	3.4

（注）融通・他社販売電力量は，2020年３月31日時点で把握している電力量を記載しております。

〔総合エネルギー供給事業〕

売上高は，連結子会社における電力販売の収入が増加したことなどから，825億円と前年度に比べ86億円の増収となりました。

営業費用は，燃料価格低下などによる燃料販売事業費用の減少があったものの，連結子会社における電力販売の費用が増加したことなどから，802億円と前年度に比べ80億円の増加となりました。

この結果，営業利益は23億円と前年度に比べ5億円の増益となりました。

〔情報通信事業〕

売上高は，回線数の増加などにより，電気通信関係事業収入が増加したことなどから，429億円と前年度に比べ11億円の増収となりました。

営業費用は，経営全般にわたる効率化に努めたことなどから，395億円と前年度並みとなりました。

この結果，営業利益は34億円と前年度に比べ11億円の増益となりました。

〔その他の事業〕

（環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート ほか）

売上高は，1,186億円と前年度に比べ40億円の減収となりました。

営業費用は，1,139億円と前年度に比べ25億円の減少となりました。

この結果，営業利益は46億円と前年度に比べ14億円の減益となりました。

事業区分	売上高（億円）	営業費用（億円）	営業利益（億円）
電気事業	12,129	11,734	395
総合エネルギー供給事業	825	802	23
情報通信事業	429	395	34
その他の事業	1,186	1,139	46
内部取引消去	△ 1,097	△ 1,079	△ 17
合計	13,473	12,991	481

⑵ 対処すべき課題

当社グループは，本年４月に送配電部門の法的分離を行い，グループ経営の大きな転換期を迎えました。また，2016年１月の「中国電力グループ経営ビジョン」策定以降，原子力発電所の運転停止の長期化に加え，電力の小売競争の激化等により，事業環境も大きく変化しております。こうした状況を踏まえ，当社は，今後のグループ経営の目指す姿やその実現に向けた取り組みの方向性を示すものとして，新たなグループ経営ビジョン「エネルギアチェンジ2030」を策定し，本年１月に公表しました。

新ビジョンでは，以下のとおり，ビジョン実現に向けたミッションを掲げております。

ミッション

エネルギーは使命

グループが持つ技術と経験を活かし、安定したエネルギーのお届けと
地球環境問題への貢献を両立します

新たな事業に挑戦

多様化する社会の変化から可能性を見つけ出し、
新たな事業領域の開拓に挑戦します

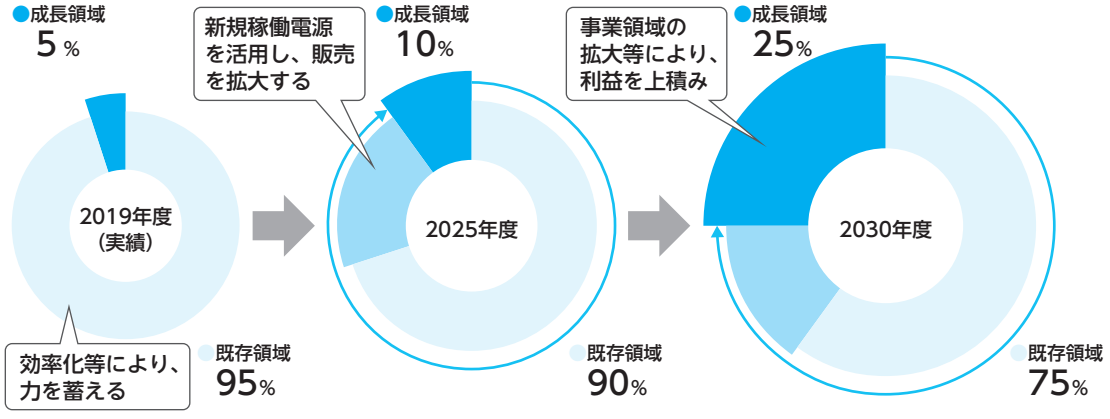
すべての人が持ち場で輝く

多様な人材の活躍を進め、
魅力ある企業グループを目指します

また，2030年度における利益・財務の目標として「連結経常利益600億円以上，連結自己資本比率25%」を，非財務の目標として「再生可能エネルギー新規導入量30～70万kW」および「多様な人材が活躍できる更なる環境づくり」を設定しております。

目標

【利益・財務の目標】



2019年度（実績）	2025年度	2030年度
○連結経常利益／398億円	○連結経常利益／500億円以上 ○連結自己資本比率／20％	○連結経常利益／600億円以上 ○連結自己資本比率／25％ ※2030年度の利益目標は、ROEが概ね５％となる水準

【非財務の目標】

○再生可能エネルギー新規導入量　2030年度　30～70万kW
○多様な人材が活躍できる更なる環境づくり

当社グループは，これまで取り組んできたエネルギー事業を柱としつつ，事業環境の変化を新たなチャンスと捉え，グループ一体となって事業領域の拡大に挑戦し，新たな中国電力グループを目指して以下の諸課題に取り組んでまいります。

【エネルギー事業を中心とした既存事業の強化・進化】

当社グループは，グループが持つ技術と経験を活かし，安定したエネルギーのお届けと地球環境問題への貢献を両立するため，安全確保を大前提に，長期的なエネルギーセキュリティ，環境性，経済性等を勘案し，バランスの取れた電源構成を目指してまいります。また，お客さまからのご期待にお応えし，より多くのお客さまに当社を選んでいただけるよう，更なるサービスの向上に取り組むとともに，強靭な収益構造の構築に向け，業務リノベーションをはじめとする経営効率化を着実に進めてまいります。

〔原子力発電所の再稼働・運転開始および開発に向けた取り組み〕

資源の乏しいわが国においては，特定のエネルギー源に過度に依存することなく各種電源の特長を活かしながらバランスよく活用していくことが必要です。とりわけ，重要なベースロード電源である原子力発電については，供給安定性，経済性の観点だけではなく，温室効果ガスの削減を継続的に進めていくためにも，一定比率維持していく必要があり，当社としても安全確保を大前提に活用していくことが重要であると考えております。

島根原子力発電所においては，新規制基準への適合はもちろんのこと，更なる安全性を不断に追求し，みなさまに安心していただける原子力発電所を目指してまいります。

具体的には，緊急時対策所や航空機衝突その他のテロ行為による重大事故等に対処するための特定重大事故等対処施設の設置など，設備面の安全対策に取り組んでまいります。また，原子力災害発生時の対応能力の向上を目的とした訓練等の継続的な実施や関係自治体との連携強化など，原子力防災対策にも積極的に取り組んでまいります。

島根２号機については，原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査が進められており，設備関係の審査が本格化するなど，再稼働に向けて着実に前進しているものと受け止めております。

今後も審査に適切に対応していくとともに，地域のみなさまのご理解をいただきながら，島根２号機・３号機の早期の再稼働・運転開始に向け，最大限取り組んでまいります。

加えて，将来にわたっての重要な電源として新規原子力発電所の開発も必要であると考えており，上関原子力発電所の開発に引き続き取り組んでまいります。

〔石炭火力発電の活用と地球環境問題への取り組み〕

当社は，原子力発電とともにエネルギーミックスの一翼を担う電源として，供給安定性，経済性に

優れた石炭火力発電の活用に取り組んでおり，現在，経年化が進む既設火力発電所の代替として三隅発電所２号機の建設を進めております。建設にあたっては，最新鋭の発電技術を採用するとともに，バイオマス燃料との混焼を行うことにより，CO_2排出削減にも配慮し，環境負荷の低減に努めてまいります。

また，将来にわたって石炭火力発電を活用していくため，「大崎クールジェンプロジェクト」による石炭火力発電の高効率化，CO_2分離・回収技術の開発およびカーボンリサイクルなどにより，低炭素化，脱炭素化に取り組んでまいります。

これに加え，安全確保を大前提とした原子力発電の活用や水力，風力，バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入拡大に努めることにより，安定したエネルギーのお届けと地球環境問題への貢献を両立してまいります。

〔電力の小売全面自由化への対応および収益拡大に向けた取り組み〕

電力の小売全面自由化を受け，中国地域においても大手電力会社を含めた多数の小売事業者が参入する中，当社では，ライフスタイルに合わせて選べる料金メニュー「ぐっとずっと。プラン」，会員制ＷＥＢサイト「ぐっとずっと。クラブ」を展開し，本年４月１日時点で，料金メニューが129万口，ＷＥＢ会員が110万口と，いずれも100万口を突破しており，多くのお客さまから確かな評価をいただいております。

また，当社がお届けするサービス全般の総称として「ぐっとずっと。Ｅサービス」を設定し，地域体験マッチングサービス「中国電力×ＴＡＢＩＣＡ」や，住宅設備の定額制修理サービス「ぐっとずっと。住宅安心サポート」など，新たなサービスの展開を進めております。

今後もお客さまに当社を選んでいただくため，多様なニーズに応じた料金メニューや付加価値の高いサービスを提供していくとともに，中国地域外における営業活動の強化や電気に係る市場取引の積極的な活用等により，収益の拡大に取り組んでまいります。

〔徹底した経営効率化〕

島根原子力発電所の運転停止が長期化している中においても，収支の改善・財務体質の悪化抑制を図り，競争力を強化していくため，徹底した経営効率化に継続的に取り組んでおり，競争発注の拡大などによる資機材等の調達コストの低減，燃料費の削減，ＲＰＡなどのＩＴ技術の活用に加え，既存の概念にとらわれない新しい視点からの業務リノベーションに挑戦し，生産性の向上に努めております。

今後も事業環境の変化を見据え，恒常的なコストの削減につながるよう，業務の進め方の抜本的な見直しに取り組んでまいります。

（注）ＲＰＡ＝Robotic Process Automationの略。パソコン等の中で動作するソフトウェアロボットを利用して人間の定型作業を代行・自動化する概念。

〔安定供給の確保〕

当社グループは，将来にわたり電力の安定供給を確保するため，トラブルの未然防止や災害に備えた設備の計画的かつ確実な点検・補修，更新工事などを行うとともに，業務品質の維持・向上に向け，実践的な訓練や点検作業を通じ，当社グループの保有する技術・技能の向上と着実な継承に努めてまいります。

また，本年４月に送配電部門の法的分離を行いましたが，災害時には当社と中国電力ネットワーク株式会社が連携のうえ円滑かつ迅速な復旧対応等を行うため，本年４月１日に「災害時の復旧対応等に関する事業者間協力協定」を締結しました。法的分離後もこれまでと変わらず一体的な体制で災害対応を行い，引き続き安定供給に努めてまいります。

【更なる成長に向けた新たな事業への挑戦】

当社グループは，多様化する社会の変化から可能性を見つけ出し，新たな事業領域の開拓に挑戦してまいります。

海外事業については，当社が出資参画し，最新鋭の発電技術を採用したマレーシアの石炭火力発電所が，昨年，営業運転を開始しました。このほか，アジア，北米において，水力，風力およびガス火力発電事業に出資参画しております。引き続き，新たな海外投資案件の具体化により収益力強化に取り組んでまいります。

また，再生可能エネルギーについては，地球環境問題への対応だけではなく，成長領域の一つとして，他社とのアライアンスによるバイオマス発電事業や既存水力発電の出力増加など，積極的な導入拡大に取り組んでまいります。

こうした事業に加え，昨年４月に創設した「エネルギア創造ラボ」では，「地域の未来の創造」と「電気の未来の創造」をコンセプトに，新たな収益獲得に取り組んでおり，ベンチャー企業への投資や多様なパートナーとの協業などにより地域の課題解決につながる新ビジネスに挑戦するとともに，バーチャルパワープラント（ＶＰＰ）サービスをはじめとしたエネルギーと他業種との融合による次世代型エネルギーサービスの実現を目指してまいります。

今後も収益性およびリスクを見極め，時機を逸することなく，当社グループの強みが活かせる成長事業の育成・拡大に取り組んでまいります。

（注）バーチャルパワープラント＝再生可能エネルギー，蓄電池，電気自動車等，多数の分散型電源を統合・制御し，あたかも一つの発電所のような機能を提供する仕組み。

【多様な人材が活躍できる更なる環境づくり】

新ビジョンを実現し，当社グループが持続的に成長していくためには，その担い手である社員一人ひとりの活躍が不可欠です。また，労働人口減少社会で事業を継続していくうえでも，人材育成・活

躍は重要な課題の一つであり，働き手の確保だけではなく，一人ひとりの生産性向上という視点からも取り組みを進めております。
　今後も時代の要請に合わせて柔軟に対応しながら，多様な人材が活躍できる企業文化や制度の構築に取り組んでまいります。

　当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化しておりますが，新ビジョン「エネルギアチェンジ2030」の実現を目指して取り組むことで，地域の発展に貢献しつつ，株主のみなさまのご期待に応えることができるよう努めてまいります。
　株主のみなさまにおかれましては，今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑶　設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額（億円）
電気事業	1,683
総合エネルギー供給事業	18
情報通信事業	93
その他の事業	36
内部取引消去等	△　39
合計	1,792

②工事中の主な設備（2020年３月31日現在）

発電設備

名称	出力（万kW）	備考
（火力）三隅発電所２号機	100.0	石炭，木質バイオマス
（原子力）島根原子力発電所３号機	137.3	

⑷　資金調達の状況

①社債	発行額	1,831億円	償還額	2,289億円
②借入金	借入額	2,634億円	返済額	1,992億円
③コマーシャル・ペーパー	発行額	200億円	償還額	200億円

（注）上記①の社債発行額には，米ドル建普通社債5億米ドル（円換算額531億円）を含んでおります。

⑸　財産および損益の状況

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度（当年度）
売上高（億円）	12,003	13,149	13,769	13,473
経常利益（億円）	194	307	126	398
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	113	207	114	900
１株当たり当期純利益（円）	31.84	60.15	33.25	258.59
総資産（億円）	31,007	31,794	32,616	32,653

(6) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
総合エネルギー供給事業	燃料販売事業，電気・熱エネルギー供給事業
情報通信事業	電気通信事業，情報処理事業
その他の事業	環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート　ほか

(7) 重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

会社名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主要な事業内容
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	6,000	100.0	電気通信事業，情報処理事業
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	4,653	100.0	燃料販売事業，電気事業，電気・熱エネルギー供給事業，電気給湯機等販売・リース業
中電プラント株式会社	200	100.0	電力設備工事業
株式会社エネルギアＬ＆Ｂパートナーズ	104	100.0	不動産・ビル管理業，リース・保険代理業，温浴事業
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	100	100.0	経理・労務・資材業務等の受託
中電工業株式会社	77	100.0	建築・塗装工事業，不動産賃貸業
株式会社電力サポート中国	65	100.0	架空線設計・共架管理・電柱敷地管理・契約異動処理等の受託，電力機材・用品販売事業
中電環境テクノス株式会社	50	100.0	発電所諸装置運転・管理業
中国計器工業株式会社	30	100.0	電力量計修理業，電気工事・電気通信工事業
株式会社アドプレックス	30	99.8	印刷・広告業
中電技術コンサルタント株式会社	100	90.0	建設コンサルタント業
テンパール工業株式会社	150	56.0	電気機械器具製造業
中国高圧コンクリート工業株式会社	150	50.1	コンクリート製品製造・販売事業，土木・基礎工事業
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.（中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）	百万豪ドル 60	100.0	エネルギー資源の開発・採掘・加工業

（注）１．当社の持株比率は，自己株式を控除して計算しております。
２．当社は，2020年４月１日付で吸収分割により中国電力ネットワーク株式会社に一般送配電事業等を承継させました。同日現在の同社の状況は，次のとおりであります。

会社名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主要な事業内容
中国電力ネットワーク株式会社	20,000	100.0	一般送配電事業，離島における発電事業

当社の連結子会社は上記の会社を含め22社，持分法適用会社は19社であります。

⑻ 主要な事業所（2020年３月31日現在）

①当社の主要な事業所

ａ．本店（広島県広島市）

ｂ．支社 鳥取（鳥取県鳥取市），島根（島根県松江市），岡山（岡山県岡山市），山口（山口県山口市），東京（東京都千代田区）

ｃ．主要な発電所

区　　分	発　電　所　名（所在県名）
水　力 （出力３万kW以上）	俣野川（鳥取県），潮（島根県），新成羽川（岡山県），可部，南原，滝山川（以上広島県）
火　力 （出力20万kW以上）	三隅（島根県），水島，玉島（以上岡山県），大崎（広島県），岩国，柳井，下松，新小野田，下関（以上山口県）
原子力	島根原子力（島根県）
太陽光	福山太陽光（広島県），宇部太陽光（山口県）

②重要な子会社の主要な事業所

会　　社　　名	本　店　所　在　地
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	広島県広島市
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	
中電プラント株式会社	
株式会社エネルギアＬ＆Ｂパートナーズ	
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	
中電工業株式会社	
株式会社電力サポート中国	
中電環境テクノス株式会社	
中国計器工業株式会社	広島県安芸郡府中町
株式会社アドプレックス	広島県広島市
中電技術コンサルタント株式会社	
テンパール工業株式会社	
中国高圧コンクリート工業株式会社	
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd. （中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）	オーストラリア

⑼ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

事業区分	従業員数（名）	前年度末比増減（名）
電気事業	8,247	206減
総合エネルギー供給事業	250	4増
情報通信事業	933	29減
その他の事業	3,733	24減
合計	13,163	255減

（注）従業員数は，就業人員数を記載しております。

⑽ 主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	3,253
株式会社みずほ銀行	1,237
三井住友信託銀行株式会社	1,025
株式会社広島銀行	739
株式会社三井住友銀行	738

2．当社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　10億株

⑵ 発行済株式の総数　３億8,715万4,692株

（注）「2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2017年12月７日発行）」の転換により，発行済株式の総数は，1,609万9,433株増加しております。

⑶ 株主数　11万1,353名

⑷ 大株主

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（％）
山口県	34,005	9.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,186	7.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,432	4.6
日本生命保険相互会社	14,818	4.1
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,744	2.4
中国電力株式投資会	7,111	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	5,875	1.6
株式会社広島銀行	5,842	1.6
株式会社山陰合同銀行	5,547	1.5
JP MORGAN CHASE BANK 385151	5,095	1.4

（注）持株比率は，発行済株式の総数から自己株式2,656万2,422株を控除して計算しております。

3．当社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年３月31日現在）

氏　名	地　位	担当，重要な兼職の状況等
苅田　知英	代表取締役会長	一般社団法人中国経済連合会会長
清水　希茂	代表取締役社長執行役員	
小川　司徳	代表取締役副社長執行役員	人材育成担当，調達本部長，原子力強化プロジェクト長
平野　正樹	代表取締役副社長執行役員	電源事業本部長
松岡　秀夫	代表取締役副社長執行役員	送配電カンパニー長，情報通信部門長
岩崎　昭正	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長
芦谷　茂	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長，国際事業部門長
重藤　隆文	取締役常務執行役員	地域共創本部長，株式会社中電工社外監査役
瀧本　夏彦	取締役常務執行役員	販売事業本部長
山下　正洋	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長，上関原子力立地プロジェクト長，管財部門長
神田　尚	取締役常務執行役員	送配電カンパニー副カンパニー長
畝川　寛	取締役監査等委員(常勤)	広島ガス株式会社社外取締役
田村　浩章	社外取締役監査等委員	
内山田　邦夫	社外取締役監査等委員	栄研化学株式会社社外取締役，株式会社神戸製鋼所常務執行役員
野曽原　悦子	社外取締役監査等委員	弁護士

（注）１．当年度中の取締役の異動

(1) 2019年６月26日異動

① 第95回定時株主総会において，山下正洋，神田尚の２名は，それぞれ取締役に新たに選任され就任いたしました。

② 松岡秀夫は，代表取締役副社長執行役員に就任いたしました。

③ 代表取締役副社長執行役員渡部伸夫，取締役常務執行役員松村秀雄の２名は，任期満了によりそれぞれ取締役を退任いたしました。

(2) 2020年３月31日異動

代表取締役副社長執行役員松岡秀夫，取締役常務執行役員神田尚の２名は，それぞれ取締役を辞任いたしました。

２．社外取締役田村浩章・内山田邦夫・野曽原悦子の３名につきましては，株式会社東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。

３．常勤の監査等委員を選定している理由は，社内事情に精通した者による重要な会議への出席，業務執行部門からの日常的な情報収集，内部監査部門等との緊密な連携により，監査の実効性を確保するためであります。

４．取締役（監査等委員）畝川寛は，当社およびグループ企業において経理業務を所管する担当役員等を経験しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．社外取締役内山田邦夫は，2020年３月31日付で株式会社神戸製鋼所常務執行役員を退任いたしました。

6．取締役を兼務しない役付執行役員は，次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
北　野　立　夫	常務執行役員	電源事業本部副本部長 兼．電源事業本部（原子力管理）部長
田　村　典　正	常務執行役員	東京支社長
高　場　敏　雄	常務執行役員	人材活性化部門長
福　島　　透	常務執行役員	送配電カンパニー副カンパニー長
林　　司	常務執行役員	電源事業本部副本部長 兼．電源事業本部（原子力安全技術）部長 兼．上関原子力立地プロジェクト（原子力安全技術）部長
岡　田　誠　之	常務執行役員	コンプライアンス推進部門長，考査部門長
船　木　　徹	常務執行役員	経営企画部門長

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は，非業務執行取締役である畝川寛，田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子との間に，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

⑶ 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の額

区　　分	人　　数（名）	報酬等の額（百万円）
取　締　役（監査等委員を除く）	13	450
取　締　役（監　査　等　委　員）	4	71
合　　計	17	522

（注）１．2016年６月28日開催の第92回定時株主総会決議による報酬限度額は，次のとおりであります。
⑴　月額報酬総額　取締役(監査等委員を除く）月額　45百万円以内
取締役(監査等委員）　月額　10百万円以内
⑵　賞与総額　取締役(監査等委員を除く）年額120百万円以内
なお，当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないことといたしました。
２．上記のうち，社外取締役３名に対する報酬等の額は，36百万円であります。

②取締役の報酬決定に関する方針・手続

当社は，取締役会において，取締役の報酬決定に関する方針・手続を定めており，その内容は次のとおりであります。

ａ．方針

取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬は，以下の方針により決定する。

・　株主総会において承認された総額の範囲内で，経済や社会の情勢を踏まえた適切な水準とする。
・　株主からの付託に応え持続的な成長を可能とするべく，短期的な業績に加え，中長期的な業績も考慮する。
・　基本報酬である月額報酬は，当社の経営環境や業績の状況，各人の役割・責任・前年度の業績に応じて配分する。
・　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は，会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため，当社の経営環境・業績を踏まえ，月額報酬とは別に賞与を支給することができる。賞与は各人の業績に応じて配分する。

ｂ．手続

・　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は，社外取締役を構成員に含む報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
・　監査等委員である取締役の報酬に関する事項は，監査等委員会において決定する。

⑷　社外取締役の主な活動状況

氏　　名	地　　位	出席回数/開催回数（出　席　率）		発言状況
		取　締　役　会	監査等委員会	
田　村　浩　章	取　締　役 監　査　等　委　員	12回/12回 （100%）	16回/16回 （100%）	経験豊富な経営者の観点などから必要な発言を適宜行っております。
内山田　邦　夫	取　締　役 監　査　等　委　員	12回/12回 （100%）	16回/16回 （100%）	リスク管理に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。
野曽原　悦　子	取　締　役 監　査　等　委　員	12回/12回 （100%）	16回/16回 （100%）	弁護士としての専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。

4．当社の会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵　会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額（百万円）
①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	80
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において，会社法に基づく監査報酬額と，金融商品取引法に基づく監査報酬額等とを区分しておらず，実質的にも区分できないため，①の金額には，これらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は，社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け，監査計画の内容，監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠（監査日数，報酬単価）を確認し，審議した結果，これらについて適切であると判断したため，会計監査人の報酬等につきまして同意をしております。
3．当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.（中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）は，当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑶　非監査業務の内容

当社の子会社である株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービスは，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく手続業務を委託し，その対価を支払っております。

⑷　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は，会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合，会計監査人を解任いたします。

また，会計監査人の適格性，独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合，または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には，監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,976,035**	**固定負債**	**2,086,596**
電気事業固定資産	**1,298,685**	社債	801,523
水力発電設備	109,265	長期借入金	1,106,744
汽力発電設備	170,226	退職給付に係る負債	65,718
原子力発電設備	97,489	資産除去債務	93,639
送電設備	299,634	繰延税金負債	92
変電設備	148,766	その他の固定負債	18,878
配電設備	368,242		
業務設備	85,549	**流動負債**	**531,293**
休止設備	14,316	１年以内に期限到来の固定負債	197,590
その他の電気事業固定資産	5,194	短期借入金	67,195
その他の固定資産	**116,898**	支払手形及び買掛金	56,223
固定資産仮勘定	**1,032,292**	未払税金	20,016
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,017,143	災害復旧費用引当金	239
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	15,149	その他の流動負債	190,027
核燃料	**141,949**		
装荷核燃料及び加工中等核燃料	141,949	**引当金**	**786**
投資その他の資産	**386,209**	渇水準備引当金	786
長期投資	127,337		
退職給付に係る資産	44,858	**負債合計**	**2,618,675**
繰延税金資産	60,487		
その他の投資等	153,662	**株主資本**	**642,644**
貸倒引当金（貸方）	△ 136	**資本金**	**197,024**
		資本剰余金	**28,544**
		利益剰余金	**455,867**
流動資産	**289,338**	**自己株式**	**△ 38,791**
現金及び預金	67,401	**その他の包括利益累計額**	**673**
受取手形及び売掛金	128,572	**その他有価証券評価差額金**	**5,933**
たな卸資産	56,639	**繰延ヘッジ損益**	**1,841**
その他の流動資産	37,007	**為替換算調整勘定**	**△ 1,444**
貸倒引当金（貸方）	△ 282	**退職給付に係る調整累計額**	**△ 5,656**
		非支配株主持分	**3,380**
		純資産合計	**646,698**
合計	**3,265,374**	**合計**	**3,265,374**

連結損益計算書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,299,182**	**営業収益**	**1,347,352**
電気事業営業費用	1,146,395	電気事業営業収益	1,187,127
その他事業営業費用	152,786	その他事業営業収益	160,225
営業利益	(48,170)		
営業外費用	**19,431**	**営業外収益**	**11,110**
支払利息	12,517	受取配当金	1,572
その他の営業外費用	6,913	受取利息	131
		持分法による投資利益	2,534
		その他の営業外収益	6,871
当期経常費用合計	**1,318,614**	**当期経常収益合計**	**1,358,463**
当期経常利益	**39,848**		
渇水準備金引当又は取崩し	△ **383**		
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 383		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	△ **86,281**		
原子力発電工事償却準備金引当	457		
原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）	△ 86,739		
特別損失	**2,221**		
岩国発電所廃止損失	2,221		
税金等調整前当期純利益	**124,293**		
法人税等	**34,150**		
法人税等	11,057		
法人税等調整額	23,093		
当期純利益	**90,143**		
非支配株主に帰属する当期純利益	**86**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**90,056**		

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,856,704**	**固定負債**	**2,067,008**
電気事業固定資産	**1,337,925**	社債	801,523
水力発電設備	110,477	長期借入金	1,099,250
汽力発電設備	171,640	長期未払債務	1,768
原子力発電設備	98,665	関係会社長期債務	5,000
内燃力発電設備	2,868	退職給付引当金	56,549
新エネルギー等発電設備	1,812	資産除去債務	92,612
送電設備	304,426	雑固定負債	10,304
変電設備	153,013		
配電設備	393,902	**流動負債**	**530,541**
業務設備	86,801	１年以内に期限到来の固定負債	196,008
休止設備	14,316	短期借入金	67,145
附帯事業固定資産	**52**	買掛金	46,782
事業外固定資産	**3,433**	未払金	36,071
固定資産仮勘定	**1,040,815**	未払費用	62,157
建設仮勘定	1,024,582	未払税金	17,470
除却仮勘定	1,084	預り金	939
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	15,149	関係会社短期債務	64,693
核燃料	**141,949**	諸前受金	37,313
装荷核燃料	7,034	災害復旧費用引当金	239
加工中等核燃料	134,914	雑流動負債	1,720
投資その他の資産	**332,528**		
長期投資	123,419	**引当金**	**786**
関係会社長期投資	97,705	渇水準備引当金	786
長期前払費用	16,013		
前払年金費用	51,287	**負債合計**	**2,598,336**
繰延税金資産	44,141		
貸倒引当金（貸方）	△ 39	**株主資本**	**491,350**
		資本金	**197,024**
流動資産	**236,128**	**資本剰余金**	**28,224**
現金及び預金	57,372	資本準備金	28,173
売掛金	107,657	その他資本剰余金	50
諸未収入金	2,598	**利益剰余金**	**304,500**
貯蔵品	44,554	利益準備金	46,381
前払金	6	その他利益剰余金	258,118
前払費用	3,785	海外投資等損失準備金	3
関係会社短期債権	15,180	特定災害防止準備金	63
雑流動資産	5,159	別途積立金	158,500
貸倒引当金（貸方）	△ 186	繰越利益剰余金	99,551
		自己株式	**△ 38,399**
		評価・換算差額等	**3,146**
		その他有価証券評価差額金	3,445
		繰延ヘッジ損益	△ 298
		純資産合計	**494,496**
合計	**3,092,832**	**合計**	**3,092,832**

損益計算書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部 科目	金額	収益の部 科目	金額
営業費用	**1,203,273**	**営業収益**	**1,243,742**
電気事業営業費用	1,173,400	電気事業営業収益	1,212,948
水力発電費	17,864	電灯料	390,882
汽力発電費	251,565	電力料	525,659
原子力発電費	56,137	地帯間販売電力料	2,309
内燃力発電費	3,142	他社販売電力料	67,970
新エネルギー等発電費	172	託送収益	33,155
地帯間購入電力料	2,336	事業者間精算収益	1,760
他社購入電力料	411,577	再エネ特措法交付金	178,695
送電費	41,863	電気事業雑収益	12,515
変電費	24,949		
配電費	100,312		
販売費	32,875		
休止設備費	1,603		
一般管理費	72,453		
接続供給託送料	1,070		
再エネ特措法納付金	124,444		
電源開発促進税	22,749		
事業税	9,113		
電力費振替勘定（貸方）	△ 829		
附帯事業営業費用	29,873	附帯事業営業収益	30,794
ＬＮＧ供給事業営業費用	25,346	ＬＮＧ供給事業営業収益	26,164
石炭販売事業営業費用	4,526	石炭販売事業営業収益	4,629
営業利益	(40,468)		
営業外費用	**18,441**	**営業外収益**	**13,076**
財務費用	12,917	財務収益	6,573
支払利息	12,213	受取配当金	6,408
社債発行費	704	受取利息	164
事業外費用	5,523	事業外収益	6,502
固定資産売却損	275	固定資産売却益	201
雑損失	5,248	雑収益	6,301
当期経常費用合計	**1,221,715**	**当期経常収益合計**	**1,256,819**
当期経常利益	**35,103**		
渇水準備金引当又は取崩し	△ **383**		
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 383		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	△ **86,281**		
原子力発電工事償却準備金引当	457		
原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）	△ 86,739		
特別損失	**2,221**		
岩国発電所廃止損失	2,221		
税引前当期純利益	**119,548**		
法人税等	**31,841**		
法人税等	8,210		
法人税等調整額	23,631		
当期純利益	**87,707**		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松原　浩　平	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾　﨑　更　三	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　田　真　也	㊞

監査意見
　当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，中国電力株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を，全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は，「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は，我が国における職業倫理に関する規定に従って，会社及び連結子会社から独立しており，また，監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり，会社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法については，従来，定率法を採用していたが，当連結会計年度より定額法に変更している。
　当該事項は，当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり，経営者は，継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は，財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は，監査人が実施した監査に基づいて，全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て，監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は，不正又は誤謬により発生する可能性があり，個別に又は集計すると，連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に，重要性があると判断される。

監査人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って，監査の過程を通じて，職業的専門家としての判断を行い，職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し，評価する。また，重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し，実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，監査人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性，並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか，また，入手した監査証拠に基づき，継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は，監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること，又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は，連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は，監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが，将来の事象や状況により，企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに，関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示，構成及び内容，並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために，会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は，連結計算書類の監査に関する指示，監督及び実施に関して責任がある。

監査人は，単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は，監査等委員会に対して，計画した監査の範囲とその実施時期，監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項，及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は，監査等委員会に対して，独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと，並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項，及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小松原　浩　平　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　尾　﨑　更　三　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　真　也　㊞

監査意見
　当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，中国電力株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの2019年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は，上記の計算書類等が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を，全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は，「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は，我が国における職業倫理に関する規定に従って，会社から独立しており，また，監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　１．会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり，会社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法については，従来，定率法を採用していたが，当事業年度より定額法に変更している。
　２．その他の注記に記載されているとおり，会社は，2019年４月26日開催の取締役会決議に基づき，2020年４月１日付で，一般送配電事業及び離島における発電事業等を，会社分割（吸収分割）の方法によって「中国電力ネットワーク株式会社」に承継した。
　当該事項は，当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり，経営者は，継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は，財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は，監査人が実施した監査に基づいて，全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て，監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は，不正又は誤謬により発生する可能性があり，個別に又は集計すると，計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に，重要性があると判断される。

監査人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って，監査の過程を通じて，職業的専門家としての判断を行い，職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し，評価する。また，重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し，実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，監査人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性，並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか，また，入手した監査証拠に基づき，継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は，監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること，又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は，計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は，監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが，将来の事象や状況により，企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに，関連する注記事項を含めた計算書類等の表示，構成及び内容，並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は，監査等委員会に対して，計画した監査の範囲とその実施時期，監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項，及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は，監査等委員会に対して，独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと，並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項，及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は，2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）における取締役の職務の執行について，監査いたしました。その方法および結果につき，以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は，会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について，取締役，執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求めるとともに，下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針，職務の分担等に従い，会社の内部監査部門およびその他関係部門と連携の上，重要な会議に出席し，取締役，執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

中国電力株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）	畝　川　　寛 ㊞
監査等委員	田　村　浩　章 ㊞
監査等委員	内山田　邦　夫 ㊞
監査等委員	野曽原　悦　子 ㊞

（注）　監査等委員田村浩章，内山田邦夫および野曽原悦子は，会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案から第３号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は，株主のみなさまに対する利益配分にあたっては，安定配当を基本とし，単年度の業績だけでなく，中長期的な観点から総合的に勘案して，１株につき50円の配当を実施しております。

期末配当については，上記の基本方針に基づき，１株につき25円としたいと存じます。これにより，当年度における配当金は，昨年11月にお支払いしました中間配当とあわせて１株につき50円となります。

別途積立金は，経営基盤の強化に資するために次のとおり積み立てたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社株式１株につき金25円　総額9,014,806,750円

⑶　期末配当が効力を生じる日
　　2020年６月26日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目およびその額
　　別途積立金　　70,000,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目およびその額
　　繰越利益剰余金　　70,000,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役全員（９名）は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査等委員である取締役を除く取締役９名の選任をお願いするものであります。

なお，監査等委員会から，本議案については，監査等委員である社外取締役３名が出席する指名委員会での審議を経て，取締役会において適切に決定されており，特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名				現在の当社における地位
1	かりた　ともひで 苅田　知英	再任		男性	代表取締役会長
2	しみず　まれしげ 清水　希茂	再任		男性	代表取締役社長執行役員
3	あしたに　しげる 芦谷　茂	再任		男性	取締役常務執行役員
4	しげとう　たかふみ 重藤　隆文	再任		男性	取締役常務執行役員
5	たきもと　なつひこ 瀧本　夏彦	再任		男性	取締役常務執行役員
6	やました　まさひろ 山下　正洋	再任		男性	取締役常務執行役員
7	きたの　たつお 北野　立夫	新任		男性	常務執行役員
8	たかば　としお 高場　敏雄	新任		男性	常務執行役員
9	ふるせ　まこと 古瀬　誠	新任	社外　独立	男性	

社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員候補者

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
1	かりた　ともひで 苅　田　　知　英 （1948年８月17日生） 38,825株 再任　男性	1972年４月　当社入社 2005年６月　当社取締役経営企画部門（経営計画）部長 2006年６月　当社常務取締役経営企画部門長 2007年２月　当社常務取締役経営企画部門長，企業再生プロジェクト長 2008年２月　当社常務取締役経営企画部門長 2008年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長 2010年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長， 原子力強化プロジェクト長 2011年６月　当社取締役社長上関原子力立地プロジェクト長 2013年６月　当社取締役社長 2016年４月　当社取締役会長 2016年６月　当社代表取締役会長　（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人中国経済連合会会長
	【取締役候補者とした理由】 取締役会議長として，当社の経営方針・計画の決定に主導的役割を担っております。経験に裏付けられた的確な観点から業務執行の監督を総括しており，当社のガバナンス向上とともに，更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>清水（しみず）　希茂（まれしげ）
（1952年２月19日生）
37,000株
再任　男性</td><td>1974年４月　当社入社
2009年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，
電源事業本部島根原子力本部長
2011年６月　当社取締役副社長コンプライアンス推進部門長，
エネルギア総合研究所長
2012年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，
原子力強化プロジェクト長
2013年６月　当社取締役副社長電源事業本部長
2016年４月　当社取締役社長
2016年６月　当社代表取締役社長執行役員　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
経営全般に関する豊富な知見に加え，柔軟な発想を活かし，社長執行役員として業務執行を統括しております。海外事業など収益力の強化に向けた取り組みを着実に進めており，強いリーダーシップのもとで経営のかじ取りが期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>芦谷（あしたに）　茂（しげる）
（1956年４月７日生）
14,952株
再任　男性</td><td>1979年４月　当社入社
2013年６月　当社執行役員鳥取支社長
兼．電源事業本部島根原子力本部副本部長
2016年６月　当社常務執行役員電源事業本部副本部長
2017年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長
2018年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長，
国際事業部門長　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
海外事業における収益の拡大，事業体制の強化等への取り組みに加え，当社の特徴を踏まえた電源の競争力強化に手腕を発揮しております。前向きな姿勢で組織力を向上させることに長けており，更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>しげとう　　たかふみ
重　藤　　隆　文
（1957年３月23日生）
17,200株
再任　男性</td><td>1979年４月　当社入社
2014年６月　当社執行役員東京支社長
2016年６月　当社常務執行役員コンプライアンス推進部門長，管財部門長
2017年６月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス推進部門長，管財部門長
2017年10月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス推進部門長，考査部門長，管財部門長
2019年６月　当社取締役常務執行役員地域共創本部長　（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社中電工社外監査役</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
管財・コンプライアンス部門を中心とした豊富な経験と知見をもとに，地域からの信頼獲得，地域発展への貢献等において中核的役割を担っております。誠実かつ緻密な業務運営，当社ガバナンス強化への貢献が期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>たきもと　　なつひこ
瀧　本　　夏　彦
（1957年６月６日生）
8,600株
再任　男性</td><td>1981年４月　当社入社
2012年６月　当社執行役員経営企画部門（経営計画）部長
2017年６月　当社常務執行役員経営企画部門長
2018年６月　当社取締役常務執行役員経営企画部門長
2019年６月　当社取締役常務執行役員販売事業本部長　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
電力・ガス需要の新規獲得，電力販売に係る新サービスの開発等に取り組んでおります。販売・経営企画部門における豊富な業務経験のもとで培われた，多面的かつ即応性の高い思考・分析能力を活かして，更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>やました　まさひろ
山　下　　正　洋
（1956年３月17日生）
12,300株
再任　男性</td><td>1980年４月　当社入社
2015年６月　当社上席執行役員電源事業本部（立地）部長
2016年６月　当社常務執行役員電源事業本部副本部長
兼．電源事業本部（立地）部長，
上関原子力立地プロジェクト長
2019年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長，
上関原子力立地プロジェクト長，管財部門長（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
立地部門を中心とした豊富な経験と知見をもとに，電源立地点における地域からの信頼獲得に成果をあげております。粘り強さと強靭な責任感を活かした適切な業務運営が期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>きたの　たつお
北　野　　立　夫
（1958年２月５日生）
11,300株
新任　男性</td><td>1983年４月　当社入社
2014年６月　当社執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長
兼．電源事業本部島根原子力本部島根原子力建設所長
2017年６月　当社常務執行役員電源事業本部副本部長
兼．電源事業本部（原子力管理）部長　　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
原子力分野において豊富な経験と知見を有しており，原子力発電所の再稼働に向けた管理の統括や理解活動等に成果をあげております。冷静かつ強い実行力のもと，適切な業務運営が期待できることから新たに候補者としております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>たかば　　としお
高　場　　敏　雄
（1957年５月６日生）
6,500株
新任　男性</td><td>1981年４月　当社入社
2015年６月　当社執行役員コンプライアンス推進部門（コンプライアンス）部長
2018年６月　当社常務執行役員人材活性化部門長　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
人事労務部門での豊富な業務経験を活かし，労働生産性の向上や人材育成の分野で成果をあげております。きめの細かい業務運営や調整能力を活かした的確な業務運営が期待できることから新たに候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>ふるせ　　まこと
古　瀬　　誠
（1946年８月６日生）
0株
新任　社外　独立
男性</td><td>2007年６月　株式会社山陰合同銀行代表取締役頭取
2010年５月　社団法人島根県経営者協会会長　（2015年５月退任）
2010年11月　松江商工会議所会頭　（2019年10月退任）
2010年11月　島根県商工会議所連合会会頭　（2019年10月退任）
2011年６月　株式会社山陰合同銀行代表取締役会長
2015年６月　株式会社山陰合同銀行特別顧問　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
株式会社山陰合同銀行をはじめとする社外での経営に関する幅広い知識・経験を有しており，企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かすことが期待できることから新たに候補者としております。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する事項

⑴　古瀬誠氏は，社外取締役候補者であります。

⑵　古瀬誠氏については，株式会社東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ることとしております。

⑶　古瀬誠氏は，株式会社山陰合同銀行の出身であります（2015年６月24日付で代表取締役会長を退任）。当社と株式会社山陰合同銀行との間には資金借入の取引関係がありますが，2020年３月末時点において，その借入残高は，当社の連結総資産および株式会社山陰合同銀行の連結総資産のそれぞれ１％未満であります。

⑷　その他特記すべき事項はありません。

３．当社は，本総会において古瀬誠氏の選任が承認可決された場合，同氏との間で，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であり，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役畝川寛，田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子の４氏は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお，本議案の提出については，監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名					現在の当社における地位
1	田村　典正（たむら　のりまさ）	新任			男性	常務執行役員
2	内山田　邦夫（うちやまだ　くにお）	再任	社外	独立	男性	社外取締役（監査等委員）
3	野曽原　悦子（のそはら　えつこ）	再任	社外	独立	女性	社外取締役（監査等委員）
4	小谷　典子（おたに　のりこ）	新任	社外	独立	女性	

社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員候補者

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
1	たむら　のりまさ 田　村　典　正 （1957年６月18日生） 8,412株 新任　男性	1980年４月　当社入社 2011年６月　当社執行役員グループ経営推進部門（経理）部長 2016年６月　当社執行役員東京支社長 2018年６月　当社常務執行役員東京支社長　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 経理部門での経験が豊富で，財務・会計分野において深い知見を有しております。緻密な分析力と論理的な思考力を活かし，業務経験に裏付けされた，的確な監査・監督が期待できることから新たに候補者としております。	
2	うちやまだ　くにお 内山田　邦　夫 （1951年１月８日生） 0株 再任　社外　独立 男性	2002年８月　警察庁首席監察官 2003年６月　広島県警察本部長 2006年１月　関東管区警察局長 2007年２月　警察大学校長 2008年３月　警察庁退官 2008年４月　株式会社神戸製鋼所常任顧問 2015年６月　栄研化学株式会社社外取締役　（現在に至る） 2016年４月　株式会社神戸製鋼所顧問　（2016年10月退任） 2016年６月　当社社外取締役（監査等委員）　（現在に至る） 2018年４月　株式会社神戸製鋼所常務執行役員　（2020年３月退任）
	【社外取締役候補者とした理由】 社外での豊富な経験とリスク管理等に関する専門的な識見を活かし，客観的で公正・中立かつ的確な監査，経営に対する有益なご意見をいただいております。今後も当社経営に対する公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。 なお，内山田邦夫氏は，これまで社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが，上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>のそはら　えつこ
野曽原　悦子
（1958年10月24日生）
0株
再任　社外　独立
女性</td><td>1987年４月　広島弁護士会登録　（現在に至る）
2012年６月　当社社外監査役
2016年６月　当社社外取締役（監査等委員）　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
弁護士としての豊富な経験と実績を活かし，客観的で公正・中立な立場からの的確な監査，専門的知見に基づいた経営に対する有益なご意見をいただいております。今後も当社経営に対する公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。
なお，野曽原悦子氏は，これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが，上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>おたに　のりこ
小谷　典子
（1946年12月12日生）
0株
新任　社外　独立
女性</td><td>1992年４月　山口大学人文学部教授
2001年４月　山口大学大学院東アジア研究科教授
2005年４月　山口大学大学院東アジア研究科研究科長
2010年４月　山口大学名誉教授　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
社会学の専門家として，地域社会の実情や企業の社会貢献活動に高度な知見を有しており，その豊富な経験と実績を活かし，客観的で公正・中立な立場からの専門的知見に基づいた経営に対する公正・的確な監査・監督が期待できることから新たに候補者としております。
なお，小谷典子氏は，これまで会社の経営に関与したことはありませんが，上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する事項

⑴ 内山田邦夫，野曽原悦子，小谷典子の３氏は，社外取締役候補者であります。

⑵ 内山田邦夫氏は，2020年６月23日付で栄研化学株式会社社外取締役を退任する予定であります。

⑶ 内山田邦夫氏は，現在，当社の社外取締役（監査等委員）であり，社外取締役（監査等委員）としての在任期間は，本総会終結の時をもって４年であります。

⑷ 野曽原悦子氏は，現在，当社の社外取締役（監査等委員）であり，社外取締役（監査等委員）としての在任期間は，本総会終結の時をもって４年であります。

なお，社外取締役（監査等委員）就任前に，社外監査役として４年在任しております。

⑸ 内山田邦夫，野曽原悦子の両氏については，株式会社東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。

また，小谷典子氏については，株式会社東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ることとしております。

⑹ 内山田邦夫氏は，2020年３月31日まで株式会社神戸製鋼所の常務執行役員でありました。当社と株式会社神戸製鋼所との間には設備点検工事の施工等の取引関係がありますが，2020年３月期において，その取引額は，当社の連結売上高および株式会社神戸製鋼所の連結売上高のそれぞれ１％未満であります。

⑺ その他特記すべき事項はありません。

３．当社は，内山田邦夫，野曽原悦子の両氏との間で，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

また，当社は，本総会において田村典正，内山田邦夫，野曽原悦子，小谷典子の４氏の選任が承認可決された場合，４氏との間で，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を継続または締結する予定であり，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

【参考】選任後の取締役会構成

第２号議案および第３号議案が原案のとおりに承認可決された場合，取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏　名				選任後の当社における地位（予定）
かりた ともひで 苅田　知英	再任		男性	代表取締役会長
しみず まれしげ 清水　希茂	再任		男性	代表取締役社長執行役員
あしたに しげる 芦谷　茂	再任		男性	代表取締役副社長執行役員
しげとう たかふみ 重藤　隆文	再任		男性	代表取締役副社長執行役員
たきもと なつひこ 瀧本　夏彦	再任		男性	代表取締役副社長執行役員
やました まさひろ 山下　正洋	再任		男性	取締役常務執行役員
きたの たつお 北野　立夫	新任		男性	取締役常務執行役員
たかば としお 高場　敏雄	新任		男性	取締役常務執行役員
ふるせ まこと 古瀬　誠	新任	社外 独立	男性	社外取締役
たむら のりまさ 田村　典正	新任		男性	取締役（監査等委員〔常勤〕）
うちやまだ くにお 内山田　邦夫	再任	社外 独立	男性	社外取締役（監査等委員）
のそはら えつこ 野曽原　悦子	再任	社外 独立	女性	社外取締役（監査等委員）
おたに のりこ 小谷　典子	新任	社外 独立	女性	社外取締役（監査等委員）

社外　社外取締役　　独立　独立役員

＜株主提案（第４号議案から第８号議案まで）＞

第４号議案から第８号議案までは，株主（78名）からのご提案によるものであります。
なお，提案株主の議決権の数は，842個であります。

第４号議案　定款一部変更の件（１）

相談役・顧問を置かない

▼提案の内容

定款に第８章として，「本会社および本会社の子会社は，相談役・顧問を置かない」を追加する。

第８章　本会社および本会社の子会社は，相談役・顧問を置かない

▼提案の理由

当社には相談役及び顧問という役職があり，２名が就任しています。一人は元会長で報酬有りの相談役，一人は元取締役で報酬有りの顧問です。この役職は定款に定められておらず，任務や報酬額も開示されていません。

退任後も相談役・顧問として君臨していることは，事業遂行上，有意義だとは考えられません。経営環境が大きく変化する中，役員の階層を減らす必要があります。

昨年９月に発覚した関西電力幹部役員ら７５名への，福井県高浜町の元助役からの総額３億６０００万円を超える金品還流事件では，電力会社幹部の悪しき体質が明らかになり，全国から強い非難を受けています。

事業を遂行しようとする場合，社会からの信頼を基盤に，健全な事業活動を行うことが重要です。しかし，その大前提は中身の透明性が担保されていることです。そのためには，意見・提言はひろく消費者や専門家などから構成する委員会などで，審議することが大切であると考えます。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

相談役・顧問は，社会貢献活動などの一環として，地域社会等との関わりにおいて，社外団体または他企業からの役員就任要請に応じるといった役割を担っております。また，役員経験者としての経験・識見・人脈を活かした対外活動も担っており，当社の企業価値向上に寄与するものであると考えております。

なお，当社では，役員等による金品受領や不適切な工事発注等の事例はないことを確認しており，今後も社員一人ひとりが地域のみなさまから信頼いただけるよう，役員の率先垂範のもと，コンプライアンス最優先の業務運営に取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第５号議案　定款一部変更の件（２）

原子力発電の禁止と廃炉管理

▼提案の内容

定款第１章総則の（目的）第２条の（２）として「原子力発電の禁止と廃炉管理」の項を追加し，以下の通り（２）－１，（２）－２，（２）－３として追加変更し，それ以下の項括弧は繰り下げる。

第１章　総則

（目　的）

第２条

（２）原子力発電の禁止と廃炉管理

（２）－１　島根原子力発電所の廃止

（２）－２　上関原子力発電所の建設計画の中止

（２）－３　原子力発電所の廃炉管理

▼提案の理由

福島第一原発事故以降，日本の原子力行政は大きな転換期を迎えています。世界的な流れは，再生可能エネルギーを中心とした電力構造にあります。

一方日本では，当社も含め原子力発電所から出される使用済み核燃料問題をはじめ，未解決な問題に取り組むことなく，経済優先の姿勢の下で，原発再稼働に躍起となっています。

日本は世界有数の地震国であり，地下水が豊富な地層では，何千年，何万年も安全に高レベル廃棄物を十分管理できる地域は存在していません。

原子力発電所の運転は，子々孫々まで放射能汚染の危険を強いるものであり，福島原発事故の教訓を踏まえるならば，提案にあるように原子力発電部門から撤退し，廃炉についても中国電力の責任で，解体撤去を行わず，現地でそのまま密閉管理をすべきです。

発送電分離などの経営環境の変化をふまえ，原発を廃止した先駆的な電気事業者として再生することで，地域住民の信頼を得ることを目指していきます。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

資源の乏しいわが国において，将来にわたり電力を安定的かつ低廉にお届けしていくためには，特定のエネルギー源に過度に依存することなく，各種電源の特長を活かしながらバランスよく活用していくことが重要であります。

原子力は，安全確保を大前提に，安定供給，経済性，環境への適合の観点から重要な役割を担うベースロード電源であり，当社としては，新たな知見にも適切に対応しながら安全確保に万全を期し，地域のみなさまのご理解をいただきながら，島根２号機・３号機の早期の再稼働・

運転開始および上関原子力発電所の開発に向けて引き続き取り組んでまいります。
また，島根１号機の廃止につきましては，国の認可を受けた廃止措置計画のもと，安全確保を最優先に，当社が責任をもって取り組んでまいります。
したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第６号議案　定款一部変更の件（３）

原子力発電所の稼働に関する住民同意

▼提案の内容

定款に第９章として，「原子力発電所の稼働に関する住民同意」を追加する。

第９章　原子力発電所の稼働に関する住民同意

第４２条　原子力発電所の稼働に関する住民同意を得る。

２　原子力発電所の稼働に向けた立地自治体及び周辺３０ｋｍ圏内自治体住民の合意を得ることとし，その方法は以下のとおりとする。

（１）３０ｋｍ圏内の全世帯を対象にアンケートによる稼働の是非を問う。

（２）アンケートの集計は第三者機関及び自治体の立会いの下で行い，稼働の是非はその結果に従う。

▼提案の理由

福島第一原発事故においては，大量の放射性物質を出し，およそ１６万５千人の住民が長期に亘る避難生活を強いられました。特に子どもたちへの影響は深刻であり，甲状腺がんによる摘出手術を受けた子どもたちは１８６人にもなります。

当社は，島根原発の安全対策工事を行ったとして，適合性審査を受けているところですが，原子力規制委員会は，原発が事故を起こす可能性を否定しません。事故による被害が及ぶのは，広範囲の自治体であり，そこに暮らす多くの住民です。重大な事故が発生すれば，住民は必然的に被ばくを強いられ，生活を根こそぎ奪われることになります。当社が目指す島根原発の再稼働は，住民にこのような巨大なリスクをもたらします。

従って，島根原発周辺３０ｋｍ圏内の住民に対しては，誠意をもって再稼働の是非を聞かなければなりません。住民同意が得られないものは事業として行ってはならない事を，コンプライアンスとして認識すべきです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は，原子力発電の活用について地域のみなさまにご理解いただけるよう，島根２号機・３号機に関する新規制基準への適合性審査の状況等について，関係自治体，議会，安全対策協議会などにご説明し，ご意見をいただいているほか，発電所見学会やホームページ，広報紙な

どによる情報発信に取り組んでおります。
　今後も引き続き，このような様々な機会を通じて，より多くの方々にご理解いただけるよう努めてまいります。
　したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第７号議案　定款一部変更の件（４）

原子力発電所事故時の，避難計画策定と避難訓練の義務

▼提案の内容

　定款に第１０章として，「原子力発電所事故時の，避難計画策定と避難訓練の義務」を追加する。

第１０章　原子力発電所事故時の，避難計画策定と避難訓練の義務

（目　的）

第４３条　本会社は，原子力発電所を運転しないことにするが，廃炉が完全に終わり原子力施設が撤去されるまでは，地震や火山噴火，自然災害，テロ攻撃によって原子力施設が破壊し事故を起こすことを想定して，原発事故に対する避難計画を策定して，毎年避難訓練を行うものとする。

第４４条　原子力施設のある自治体の主導の下で，実効性のある避難計画を策定する。

第４５条　現在原子力施設のある島根県は，隣接の岡山県，広島県と広域避難協定を結んでいる。原子力発電所から３０ｋｍ圏内は避難の対象となり，約４７万人が居住し，避難をする対象になっている。この避難者受け入れの鳥取県，岡山県，広島県の避難受入計画策定を，これら自治体の主導の下で全面協力して行う。

第４６条　策定した避難計画によって毎年避難訓練を行う。

第４７条　これらにかかる費用は，原発安全対策費として，事故発生源となる本会社が全額負担する。

▼提案の理由

　原子力発電設備は，人類や生物に害を与える放射性物質を内蔵しており，遮断される壁などが壊されれば，放射性物質が環境に放出され甚大な影響を与えます。３４年前に起こったチェルノブイリ原発事故，９年前の福島第一原発事故では，放射性物質の放出で多くの人が，何の準備もなく避難をするはめになりました。
　地震や災害などで壊れたから仕方ありませんでは済まされません。発電所所有者には発生者責任があります。
　原子力施設が動いている，動かさないでいるにかかわらず，事故は起こり得ます。そのためには施設所有責任者として，事前に避難する計画を策定し，常に事故が起こることを想定し，

対応できるようにしておくことは，最低限やるべきことです。
　また，これらにかかる費用は自治体や国に任せるのではなく，発生源者が責任を持って行うことです。このようなことをしなくてよくなるのは，原子力発電施設を廃止にして，撤去していく以外にはありません。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

　原子力災害に関しては，原子力災害対策特別措置法等において，自治体が地域防災計画・避難計画を作成し，当社は原子力事業者防災業務計画を作成することとされております。
　当社は，この計画の中で，関係自治体に対し，防災上必要な要員の派遣および防災資機材の提供その他必要な措置を講じることとしております。
　また，関係自治体主催の原子力防災訓練に参加することで，関係機関等との連携強化を図っております。
　さらに，現在，内閣府が主催する島根地域原子力防災協議会において，昨年の原子力総合防災訓練の結果等も踏まえて，避難計画の実効性向上に向けた協議・検討が行われているところであり，当社としては，こうした場などでの関係自治体等からのご要望等も踏まえ，今後も原子力事業者として最大限の役割を果たしてまいります。
　したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第８号議案　定款一部変更の件（５）

地域分散型電力の推進

▼提案の内容

　定款に第１１章として，「地域分散型電力の推進」を追加する。

第１１章　地域分散型電力の推進

第４８条　本会社は，地域資源である太陽光，風，水，バイオマスを利用した分散型電源による需給一体型のエネルギーシステム，地域マイクログリッドを推進する。
第４９条　事業推進にあたっては，すでに先鋭的に行っている他の企業体との共同事業として実施する。

▼提案の理由

　大規模集中型電源と需要地を系統で繋ぐ，これまでの一方通行のエネルギーシステムからの転換が求められています。
　地域資源である太陽光，風，水，バイオマスを利用した分散型電源との需給一体型のエネルギーシステムは，資源エネルギー庁も推進し，地域マイクログリッドとして中国地方でも生まれています。

地域資源を活用し自治体が出資する自治体電力も，このシステムの一例です。このシステムは，今後の再エネ主力電源化に向けて，重要な役割を果たします。

また，災害時に自立できるばかりでなく，地域循環共生の役割を担うことは確実です。この推進には，自治体，電力事業者，系統運用の事業者の協力が求められます。

戦後すぐ，農村においてイームル工業が小水力発電事業を始めた時，当社の協力体制はすばらしいものでした。この精神を生かし，電力事業で培った経営に関する知識，技術力を利用し，新たに参入している事業者との共同事業を始めることです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は，水力，太陽光，風力等の再生可能エネルギーについて，CO_2排出抑制の観点から貴重なエネルギーと認識しており，新たな中国電力グループ経営ビジョンにおいて目標を掲げ，グループ一体となって導入拡大に取り組んでおります。一方，再生可能エネルギーは，出力が天候などの自然条件に左右されやすく，周波数や電圧など電気の品質の確保が難しいことや発電コストが高いことなどの課題もあることから，原子力発電や火力発電等の他の電源の特長も活かしながら，バランスよく活用することが重要であると考えております。

なお，当社は，バーチャルパワープラント（ＶＰＰ）サービスの展開など，次世代型エネルギーサービスの実現に向けて，他企業との共同による実証試験等を進めております。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

以　上

MEMO

MEMO

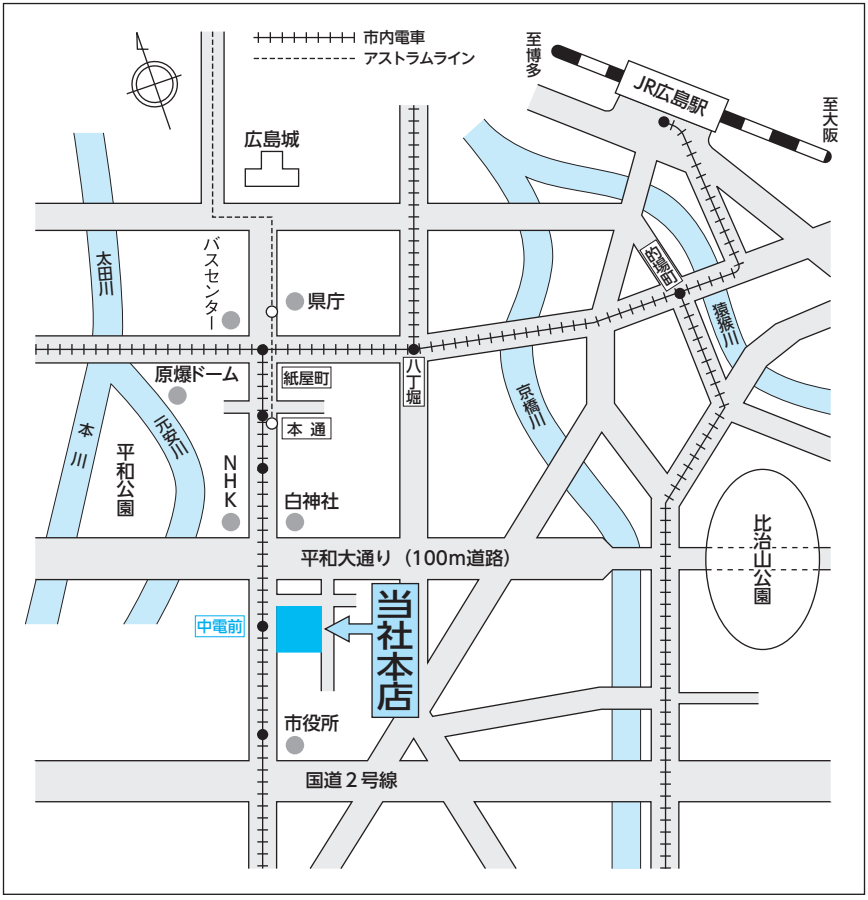
MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内

会　　場　　広島市中区小町４番33号
当社本店（大会議場）

最寄り電車・バス停　「中電前」



駐車場は用意しておりませんので，お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。